

区画整理 ニュース

平成 24 年 2 月 17 日発行

第 14 号

川西市中央北整備部
TEL 072-740-1214

〔川西市中央北地区整備事業〕

中央北まちづくり指針策定委員会

中央北まちづくり指針（素案）について話し合いました！

1月25日（水）14時より第4回中央北まちづくり指針策定委員会を開催しました。委員会では、前回に議論した4つのまちの目標像の実現のための「開発誘導方針」（①誘導用途導入に関する方向性について ②歩行者空間の充実に関する方向性について ③緑化誘導に関する方向性について ④景観に関する方向性について）を中心に、これまでの議論をとりまとめた「中央北まちづくり指針（素案）」について議論を行いました。

※「開発誘導方針」の詳細については、区画整理ニュース第12号をご覧ください

中央北まちづくり指針策定委員会で出た主な意見

歩いて暮らせる範囲の定住魅力を高めるために、地区内の共同住宅の低層部に公益関連機能、生活利便サービス機能、文化・交流機能等に加えて、飲食店や商店など、様々なものの導入を誘導する方がいいのではないか。

豊川橋山手線やせせらぎ遊歩道沿道では、歩行者、自転車が安全に通行できるような魅力ある空間にするために、少し道路から下がってゆとりのある空間をつくったり、通行する人からの見え方に配慮した計画にした方がいいのではないか。



川西中央北エコまち研究会

民間が主催する研究会とも連携し、まちづくりを進めています！

「川西中央北エコまち研究会」は、中央北地区の再生可能エネルギーの活用やその基準などについて研究することなどを目的とし、民間が主催となって立ち上げた研究会です。関係する民間企業や地元地権者、学識経験者などで構成し、本年度中に4回程度の開催を予定しています。（現在までで2回開催済み）

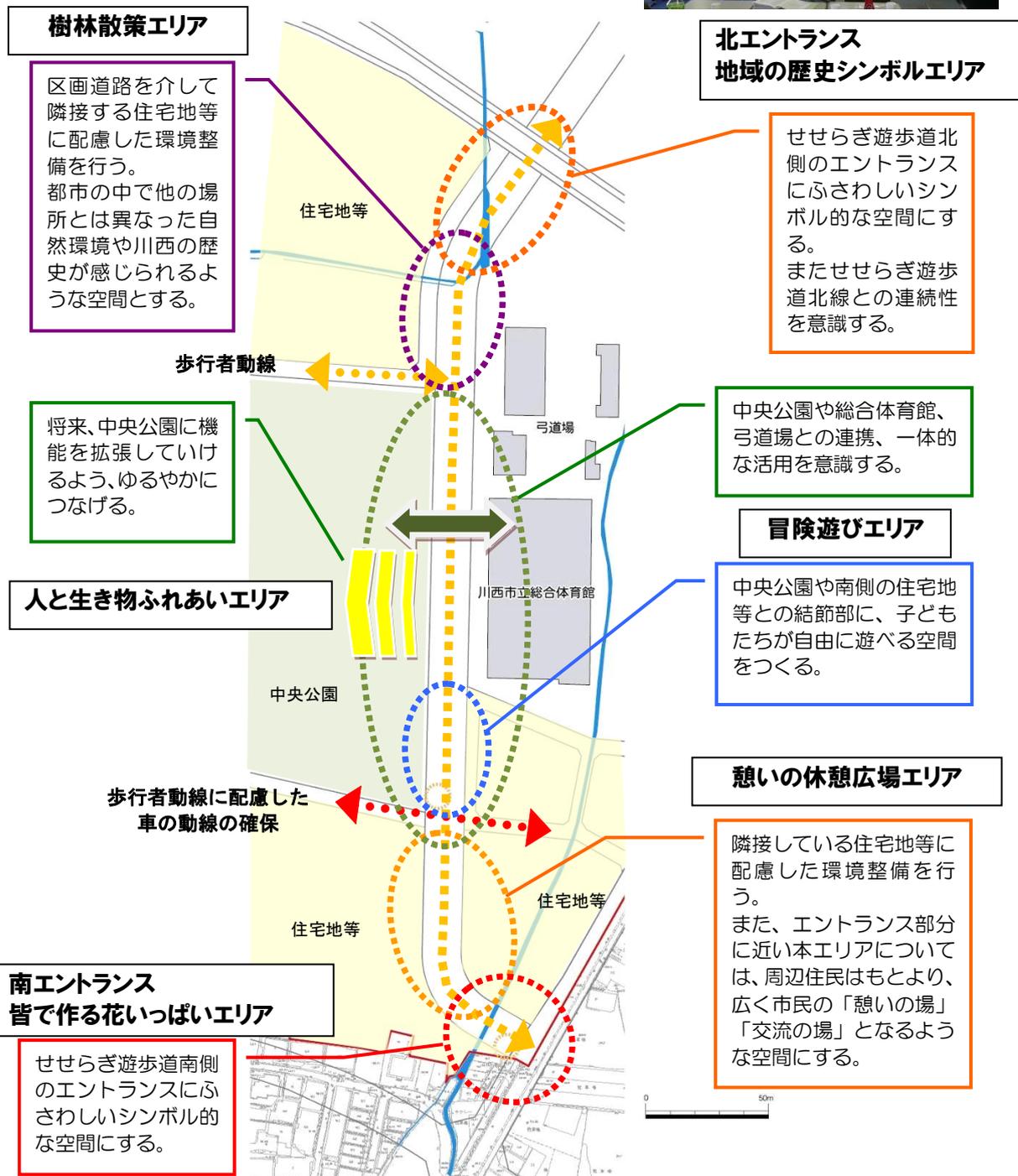
川西市では、上記の「中央北まちづくり指針」において、本研究会とも連携しながら、地区の低炭素社会の実現に向けたまちづくりの考え方について検討するとともに、次年度策定予定のガイドラインづくりにもつなげていきたいと考えています。



せせらぎ遊歩道ワークショップ

設計図の最終案と今後の管理運営について話し合いました！

1月29日（日）に第8回せせらぎ遊歩道ワークショップを開催しました。当日は、設計図の最終案の説明後、せせらぎ遊歩道の愛称とキャッチフレーズを話し合いました。せせらぎ遊歩道南線のイメージは下の通りです。



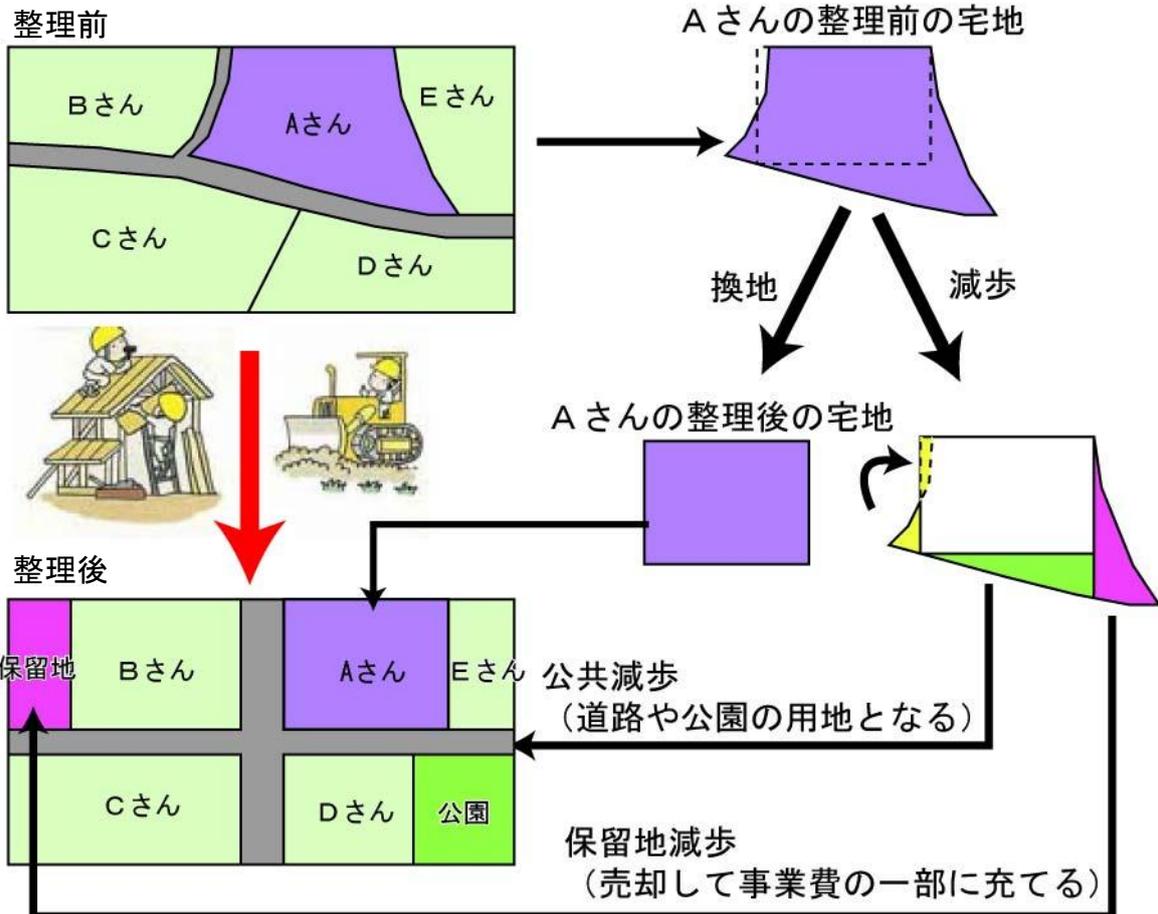
Q&A（区画整理の専門用語）



土地区画整理事業ってどんなしくみ？

今号の区画整理ニュースでは、土地区画整理事業の基本的なしくみと簡単な語句に関する説明を掲載します。

区画整理のしくみ



<土地区画整理事業(とちかくせいりじぎょう)>

指定した区域内の土地を整った地形で道路に接するように再配置します。再配置に合わせ、道路の他に公園や水道、排水施設などの公共施設も新しく作り、地区内の生活環境をより良いものとし土地の利用効率を高める総合的なまちづくりの手法です。

用地買収方式と異なり、一部の人だけが土地を負担したり、一部の人だけが利益を受けることなく、減歩等により皆様に公共施設の用地を公平にご負担していただくのが特長です。

<従前の宅地(じゅうぜんのだち)>

地権者の皆様が現在利用されている土地のことです。

<換地(かんち)>

区画整理後に地権者の皆様に利用していただく土地のことです。

<減歩(げんぷ)>

土地区画整理事業により、新しく整備する道路（都市計画道路、区画道路）や公園等の用地にするため、地権者の皆様方から少しずつ提供していただく土地のことです。

中央北整備部からのお知らせ

物件調査を行っています！

中央北地区特定土地区画整理事業では、現在、平成24年12月の仮換地指定を目指して、換地設計（土地の再配置）を進めているところです。

この換地設計に合わせて、道路、中央公園、せせらぎ遊歩道、土地の再配置に支障となり、移転の可能性がある物件について、平成24年1月から順次調査を行い、移転に必要な補償金の算定を行っています。

なお、調査対象となる物件につきましては、事前に調査へのご協力依頼をさせていただきますので、宜しくお願いします。詳しくは地区調整課（TEL:072-740-1203）までお問い合わせください。



今後の予定



第9回 せせらぎ遊歩道ワークショップ

3月2日（金）18:30～ 市役所7階 大会議室
※公募で応募された市民によるワークショップが行われます。
一般の権利者の方は参加できません。

第11回 中北ミーティング（講演会）

2月26日（日）10:30開始予定 川西市役所2階 202会議室
※全権利者を対象とし、「土地区画整理事業に関して、それぞれの権利者が税金や相続などでどのように考えていけばよいか」について、専門家からお話をお聞きます。

中央北地区における都市計画変更手続きに関する説明会

- ①2月21日（火）19:00 川西市役所7階 大会議室
- ②2月26日（日）10:00 川西市役所2階 202会議室
※都市計画道路せせらぎ遊歩道南線とせせらぎ遊歩道北線の変更、都市計画公園中央公園の変更について、説明を行います。
※いずれの日も説明させていただく内容は同じです。どなたでもご参加いただけます。

中央北整備部からお願い

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています！

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL: 072-740-1214 FAX: 072-740-1330

日時: 午前9時～午後5時半（ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

HP: <http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html>